

令和6（2024）年8月19日【月】
於 栃木県公館 大会議室

第187回 栃木県都市計画審議会
会 議 録

1. 開催日 令和6（2024）年8月19日（月）

2. 開催場所 栃木県公館 大会議室

3. 出席委員 16名

増田委員、佐藤委員、榎委員、荒井委員、青木委員、
藤田委員(代)、岩崎委員(代)、安東委員(代)、難波委員(代)、
早川委員、小菅委員、渡邊委員、山形(修)委員、岩崎委員、
螺良委員、木村委員

※(代)は代理出席であり、2号委員（関係行政機関の職員）については栃木県都市計
画審議会規程により代理出席が認められております。

午前10時00分 開会

- 事務局 それでは、ただいまから第187回栃木県都市計画審議会を開会いたします。
はじめに、委員に異動がございましたので、新任委員を御紹介いたします。
1号委員に、栃木県農業会議事務局長 増田康則様が任命されております。
- 1番（増田委員） 増田です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 2号委員に、国土交通省関東運輸局長 藤田礼子様任命されております。
- 9番（藤田委員(代理)） 藤田の代理で参りました吉池と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局 2号委員に、国土交通省関東地方整備局長 岩崎福久様が任命されております。
- 10番（岩崎委員(代理)） 代理の町田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局 2号委員に、農林水産省関東農政局長 安東隆様が任命されております。
- 11番（安東委員(代理)） 代理の野中と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局 3号委員に、足利市長 早川尚秀様が任命されております。
- 13番（早川委員） 足利市の早川です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 5号委員に、那須塩原市議会議長 山形紀弘様が任命されております。本日は、所用のため、欠席でございます。

新たに委員となられた方は以上でございます。

開会にあたりまして、県を代表して谷県土整備部長から御挨拶申し上げます。

- 谷県土整備部長 皆さんおはようございます。ただいま、御紹介いただきました県土整備部長の谷でございます。開会にあたりまして一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、今朝は幾分涼しくなりましたが、暑い中、朝から御多用のところ、審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろから本県の、特に都市計画行政に御支援、御協力を賜っておりますこと、改めて御礼申し上げます。

さて、今年度の一番のトピックと申しますと、正月に起きました令和6年能登半島地震だと思っております。あれから7カ月ほど経過いたしまして、県からも現在、土木関係職員2人を派遣しているところでございます。新聞・テレビ等の報道を見ますと、いまだに避難生活が続いておりまして、復旧・復興にはまだまだ時間がかかるような状況が続いております。

本県といたしましても、3.11の大震災や今回の能登半島地震、大雨の被害等がありましたので、それらを教訓に、災害に強いまちづくり、言ってみれば、しなやかなまちをつくっていかねばならないと、改めて認識しているところでございます。

こうした中、現在、県では都市計画区域マスタープランの次期計画の策定に着手しているところでございます。その中でも、災害に強いまちづくりの更なる推進に、市町と連携・協力のもと取り組んでいるところでございます。

さて、本日の審議会ですが、審議事項が1件、「とちぎの都市ビジョン」等の報告案件が3件ございます。委員の皆様方におかれましては、それぞれの立場におかれまして、忌憚のない御意見をぜひいただければと思っております。

以上、簡単ではございますが挨拶にかえさせていただきます。本日はどうぞよろしく申し上げます。

○事務局 本日の出席者でございますが、委員20名のうち16名に御出席いただいております。栃木県都市計画審議会条例第5条に定める定足数に達しておりますことを御報告いたします。

次に、本日の議長につきましては、諸般の事情によりまして大森会長が欠席されておりますので、栃木県都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づきまして、会長の職務代理者であります佐藤委員をお願いしたいと思います。佐藤委員、議長席へ御移動をお願いいたします。

(佐藤委員 議長席に着く)

○事務局 それでは、本日の付議議案について御審議をお願いいたします。議事の進行につきましては、佐藤委員よろしくをお願いいたします。

○議長代理(佐藤委員) それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、議事録署名委員ですが、5番証智子委員、8番青木剛委員を指名させていただきます。よろしくをお願いいたします。

本日の案件としましては、「次第」にございますように、付議案件が1件、報告案件が3件でございます。

また、審議会は、栃木県都市計画審議会規程第12条の規定におきまして、栃木県情報公開条例第7条に定めております、個人の権利利益を害する恐れがある事項などを審議する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除き、原則として公開となっております。

それでは、第1号議案「栃木県都市計画審議会規程の一部改正について」を議題いたします。この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事(栃木県都市政策課長) 第1号議案「栃木県都市計画審議会規程の一部改正について」御説明いたします。タブレット端末に議案書1ページを投影しておりますので、御覧ください。

本案件は、栃木県都市計画審議会条例第9条の規定により、栃木県都市計画審議会規程の一部を改正するため、お諮りするものでございます。

なお、お諮りする栃木県都市計画審議会規程とは、委員の代理や専門委員による調査、会議の公開など、都市計画審議会運営に関して必要な事項を定めるものでございます。条例第9条に基づき、都市計画審議会会長が審議会に諮って定めることとしております。

具体的な改正内容につきましては、2ページの新旧対照表を御覧ください。右側に改

正前の内容、左側に改正後の内容を掲載しております。

令和6年度の本県の組織改編により、「都市計画課」の課名が「都市政策課」に変更されたことから、栃木県都市計画審議会規程第10条に規定されております「県土整備部 都市計画課」を「県土整備部 都市政策課」に改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、施行日を本日令和6年8月19日とし、適用日を課名が変更となった令和6年4月1日からといたします。

改正後の栃木県都市計画審議会規程は3ページに掲載させていただいており、第10条、附則の該当部分を下線にて表示しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長代理（佐藤委員） ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には御審議をお願いいたします。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

課名の変更に伴う規程の一部改定ですので、よろしいかと思っております。御質問、御意見等がないようですので、本案件については、原案のとおり議決することで異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長代理（佐藤委員） 異議がございませんので、本案件については、原案どおり議決いたします。

○議長代理（佐藤委員） 続きまして、報告事項に移ります。報告第1号「『とちぎの都市ビジョン』の公表について」、事務局から報告をお願いします。

○幹事（栃木県都市政策課長） 「とちぎの都市ビジョン」について説明します。「第187回栃木県都市計画審議会（報告資料）」1ページを御覧ください。

「とちぎの都市ビジョン」でございますが、人口減少・超高齢社会等がもたらす課題に対応し、安全で暮らしやすく持続可能な集約型の都市づくりを進めるため、都市づくりの基本的な考え方や都市政策の展開の方向性を示すものでございます。この都市ビジョンの考え方を踏まえ、各都市計画区域におきまして、都市計画の基本方針となる「都市計画区域マスタープラン」を策定してまいります。

なお、当初の都市ビジョンでございますが、平成21（2009）年度に策定し、その後、概ね5年ごとに見直しを行っており、今回で3回目の改定となります。

今回の改定にあたりましては、今年の2月に当審議会からいただいた答申の内容を踏まえて原案を作成し、今年の3月27日から5月9日までパブリック・コメントによる県民意見の募集を行いました。パブリック・コメントの結果、2名1団体から計16件の御意見をいただきました。内容につきましては、本ビジョンの取り組みに対する賛意・賛同や着実な推進を要望する御意見でありましたので、前回お示ししました原案からの大きな変更はありません。

改定都市ビジョンにつきましては、改めての説明となりますので簡潔に説明させていただきます。改定の背景としましては、人口減少・超高齢社会の更なる進行に加え、「頻発化・激甚化する自然災害」や「カーボンニュートラルの実現」、「コロナ禍を契機とした多様なライフスタイル」等といった、近年の社会情勢の変化に的確に対応していくため、改定するものでございます。

改定都市ビジョンでは、資料中央に記載のとおり、現行ビジョンで掲げている多核ネットワーク型の都市構造「スマート・プラス・コンパクトシティ」を継承するものとしております。

依然として人口減少・超高齢社会が進行する中、都市の持続性を高めるためには、市街地の規模や役割に応じて都市機能を集約した拠点の形成が必要であり、また、様々なサービスを県土全体にわたって享受するためには、デジタルを活用しながら、拠点間をネットワークでつなぐことが引き続き必要であることから、継承するものでございます。

加えて、気候変動に伴う「頻発・激甚化する自然災害」や「カーボンニュートラルの実現」、「コロナ禍を契機とした多様なライフスタイル」、「少子化対策」など新たな社会情勢に対する取り組みを強化しております。

2ページを御覧ください。多核ネットワーク型の都市構造「スマート・プラス・コンパクトシティ」を実現するため、5つの基本目標と代表的な取り組みを記載しております。太文字で書かれている部分が、今回新たに追加・強化したものとなっております。地域公共交通計画との連携や流域治水、インターチェンジなど交通利便性の高い地域への産業集積・誘導などを位置付けております。

この都市ビジョンにつきましては、本日の都市計画審議会終了後に公表することとしております。公表する資料は、添付しております都市ビジョンの概要版と冊子版の2種類のほか、パブリック・コメントの実施結果についても併せて公表します。

報告第1号につきましては、以上となります。

○議長代理（佐藤委員） ただいまの内容について御質問、御確認したいことがございましたらお願いします。

前回も御説明いただいている内容ですので、御質問等がなければ、報告第1号は以上とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長代理（佐藤委員） 続きまして、報告第2号「栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会の調査検討状況について」、同専門委員会の委員長である私から御報告いたします。

それでは、栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会の調査検討状況につきまして御報告いたします。報告第2号の資料を御覧ください。

まず、これまでの調査検討の経緯について御説明いたします。令和5年2月の第184回都市計画審議会において、知事から「次期栃木県都市計画区域マスタープランの策定にあたっての基本的な考え方」について諮問を受け、専門委員会が設置されました。

昨年度は、「目指すべき都市構造」、「都市計画区域」、「区域区分」の3項目について調査検討を重ね、今年2月の第186回都市計画審議会においてその結果を報告し、審議の上、答申となりました。そして、この答申を踏まえて作成したのが、先ほど報告第1号で報告のあった「とちぎの都市ビジョン」となります。今年度は、都市ビジョンの考えに基づき「都市計画区域マスタープランの原案」について調査検討を行ってまいります。

都市計画区域マスタープランとは、都市計画区域ごとの将来都市構造や都市計画決定の方針を定めるものでございます。

右下の図を御覧ください。「とちぎの都市ビジョン」の内容を反映し、県が都市計画区域マスタープランを作成します。そして、県が策定するマスタープランに即して、各市町が市町村マスタープランや立地適正化計画を策定することとなります。

次期マスタープランの目標年次は、令和2(2020)年を基準年とし、20年後の2040年を展望しつつ、10年後の2030年を目標年次としております。都市計画区域マスタープランに定める内容は、記載にあるとおりで、その具体的な内容について調査検討を行っているところでございます。

今年度は、都市計画区域マスタープランの原案作成を行い、令和7年度末の策定に向けて調査検討を進めていく予定です。

以上で、調査検討状況についての報告を終わります。

ただいまの内容について御質問、御確認したいこと等がございましたらお願いいたします。

こちらも進行状況の報告と本年度の方針ですのでよろしいかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○議長代理(佐藤委員) それでは、続きまして、報告第3号「市町村の都市計画決定について」、事務局から報告をお願いします。

○幹事(栃木県都市政策課長) 報告第3号「市町村の都市計画決定について」御報告いたします。

令和6年2月9日から令和6年8月18日までの間に、県内の市町が都市計画決定した案件について報告するものでございます。

報告第3号の1ページを御覧ください。こちらの表は、市町村ごとに都市計画決定の

件数を計画種別ごとに集計したものでございます。表の一番下にある計の欄に記載のとおり、土地利用に関するものが14件、都市施設に関するものが5件、合計19件の都市計画決定がされております。

なお、それぞれの計画の概要につきましては2～3ページに、位置図につきましては4ページ以降に添付しております。後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○議長代理（佐藤委員） こちらは報告ということですので、後ほど資料等を御確認いただければと思います。

○議長代理（佐藤委員） 以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。委員の皆様には御審議いただきありがとうございました。

それでは事務局にお返しします。

○事務局 佐藤委員をはじめ、委員の皆様におかれましては、御審議いただきありがとうございました。

以上をもちまして、第187回栃木県都市計画審議会を閉会いたします。

本日は大変お疲れさまでございました。

午前10時25分 閉会